

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	高知市 (392014)
地域名 (区域内農業集落名)	土佐山東川地区 (久万川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	23.76 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	18.95 ha
② 田の面積	6.19 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	17.57 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が72.1歳。すべての耕作地について10年後は引き続き耕作を行うまたは、後継者が耕作を継承することとなっている。しかし、今後農業従事者の減少が予想される。また、狭小区画・急傾斜地の農地が多く、作業効率が悪いことから、集約化も難しい。さらに有害鳥獣による農作物への被害もあることから、今後耕作放棄地が増加することが懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 地域内外から新規就農者を受け入れたり、親元就農者を確保したりして農業従事者の減少を食い止める。
- 旭フレッシュ株式会社に農地管理を委託し、放棄地を増加させないよう努める。
- 省力化技術の導入による労働負担の軽減を図る。
- 農作物の高付加価値化により所得の向上を図る。
- 耕作を続けられなくなった農地については協定内で協力して耕作を続ける。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・全集落の農地利用は、地域内外から新規就農希望者の受け入れや、親元就農者等を確保することで対応していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	6.78 %	将来の目標とする集積率	6.78 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
中山間地域の農地は点在しており、集約化は困難であるため、現状維持を目標とするが、貸借が可能な農地については、農地中間管理機構を活用し、集約化を検討する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・全集落の農地利用は、地域内外から新規就農希望者の受け入れや、親元就農者等を確保することで対応していく。 ・旭フレッシュ株式会社に農地管理を委託し、放棄地を増加させないよう努める。 ・新規就農者に中山間地域等直接支払制度の協定に加入してもらい対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・中山間地域の農地は点在しており集約化には適さないが、貸借が可能な農地については農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
・農地整備に活用可能な補助事業を活用し、狭小・急傾斜農地の耕作条件を改善し、生産性の向上に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・旭フレッシュ株式会社に農地管理を委託し、放棄地を増加させないよう努める。 ・新規就農者に中山間地域等直接支払制度の協定に加入してもらい対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・旭フレッシュ株式会社に農地管理を委託し、放棄地を増加させないよう努める。 ・(一財)夢産地とさやま開発公社に収穫を依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①新たに狩猟免許を取得する担い手を探す。補助制度等を活用し、防除柵を設置し、鳥獣駆除を行っている農家へ槛を支給する。
- ⑦目地から水が出ている箇所などへコンクリートの支給を検討し、土木の管理費のみでは困難な補修は関係機関へ相談する。
- ⑩管理の難しくなってきた農地を共同で管理し、栽培した野菜等を直売所等で販売し、地域のPRにつなげる。
- ⑪景観作物を栽培による集落の活性や自治機能の強化を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
利用者	土佐山東川①	水稻、 果樹(ユズ)	0.35 ha	ha	水稻、 果樹(ユズ)	0.35 ha	ha		
利用者	土佐山東川②	水稻	0.55 ha	ha	水稻	0.55 ha	ha		
利用者	土佐山東川③	果樹(ユズ)	0.25 ha	ha	果樹(ユズ)	0.25 ha	ha		
利用者	土佐山東川④	果樹(ユズ)	1.03 ha	ha	果樹(ユズ)	1.03 ha	ha		
利用者	土佐山東川⑤	野菜(イチゴ)	1.33 ha	ha	野菜(イチゴ)	1.33 ha	ha		
利用者	土佐山東川⑥	果樹(ユズ)	0.33 ha	ha	果樹(ユズ)	0.33 ha	ha		
利用者	土佐山東川⑦	果樹(ユズ)、 野菜	0.49 ha	ha	果樹(ユズ)、 野菜	0.49 ha	ha		
利用者	土佐山東川⑧	水稻	0.29 ha	ha	水稻	0.29 ha	ha		
利用者	土佐山東川⑨	水稻	0.17 ha	ha	水稻	0.17 ha	ha		
認農	土佐山東川⑩	果樹(ユズ、梅)	1.61 ha	ha	果樹(ユズ、梅)	1.61 ha	ha		
利用者	土佐山東川⑪	果樹、野菜	0.08 ha	ha	果樹、野菜	0.08 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		6.48 ha	0 ha		6.48 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	(一財)夢産地とさやま開発公社	収穫作業	ユズ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。